

## 公的賃貸住宅

入居に関しては、所得基準などの入居資格要件があり、表のような住宅があります。新築・空き家情報については、広報などでお知らせします。

選考方法については、入居者選考委員会の意見を聴いて選考します。

名 称	町営住宅	特定公共賃貸住宅 世 帯 向	特定公共賃貸住宅 単 身 向	戸 数
上湧別地区	339戸	3戸	28戸	370戸
湧 別 地 区	282戸	19戸	54戸	355戸
合 計	621戸	22戸	82戸	725戸

入居募集方法	・入居可能な住宅は、その都度公募します。
入 居 資 格	・住宅に困っている方 ・所得が規程の基準を満たす方 ・現に同居、又は同居しようとする親族等のある方 ・特定公共賃貸住宅（世帯向、単身向）については、資格基準が異なります。
住 宅 使 用 料	・平成21年度は合併前の算定方法からの変更はありませんが、平成22年度からは新たな家賃算定となります。
共 益 費	・共用電気代や維持管理経費などは、実費相当額の負担となります。

## 建物の建築・除却

### 【建築物を建築又は除却する際の届出】

10㎡以上の建築物の建築を行う場合には建築工事届、除却を行う場合には建築物除却届の提出が必要です。（次の「建築物等の確認申請」や「建設リサイクル法による届出」が不要な場合にも必要です。）

### 【建築物等の確認申請】

建物を建築する場合、以下の区分のいずれかに該当する場合には、原則として確認申請が必要です。

区 分	種 別	工事内容	地 域
1号	不特定多数の方が利用する建築物で100㎡を越えるもの	建築 大規模の修繕 大規模の模様替	全地域
2号	木造で 階数が3以上のもの 500㎡を越えるもの 軒の高さが9mを越えるもの		
3号	木造以外で 階数が2以上のもの 200㎡を越えるもの		
4号	1号から3号以外のもの	建築	中湧別・上湧別屯田市街地

その他、一定規模以上の工作物の場合にも、確認申請が必要となります。

### 【建設リサイクル法による届出】

以下の規模の基準以上の工事を行う場合には、建設リサイクル法による届出が必要です。

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500㎡
建築物のリフォーム等	請負代金の額 1億円
土木工事等	請負代金の額 500万円

## 開発行為に係る規制

開発行為とは、主として建築物を建設する目的のため、10,000㎡以上の土地の区画形質の変更をいいます。このような開発行為を行うときは、知事の許可を受ける必要があり、別途手数料がかかります。

## 道路の除排雪

除排雪については、現行の除雪水準を維持し実施します。

## 道路・河川の敷地を占有するとき

町が管理する道路や河川敷地に、工作物、物件又は施設を設けて使用する場合は、道路・河川管理者（湧別町）の許可が必要となり、別途占有料がかかります。

## 大規模な土地取引

大規模な土地取引には届出が必要となります。

土地取引の内容	届出期間	届出先
10,000㎡以上の土地取引をされる時	土地権利取得者は、契約締結の日から2週間以内に届出が必要です。	役場まちづくり推進課 総合支所地域振興課

## 地籍図の閲覧・交付

地番確認等の地籍図の閲覧・交付については手続きが必要です。当面は上湧別地区に関することは役場税財課で、湧別地区に関することは総合支所地域振興課において閲覧・交付を行います。なお、別途手数料がかかります。

